( 公 印 省 略 ) 高 第 1 3 0 6 号 平成 2 1 年 7 月 2 2 日

各指定居宅サービス事業者 各指定地域密着型サービス事業者 各指定居宅介護支援事業者 各指定介護保険施設 各指定介護予防サービス事業者 各指定地域密着型介護予防サービス事業者 各指定介護予防支援事業者

代表者 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

## 業務管理体制の整備の届出について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が平成 20 年 5 月 28 日に公布され、平成 21 年 5 月 1 日に施行されました。介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、事業所数に応じた体制を届け出ることとされ、法施行後の初回は、すべての事業者(法人)が平成 21 年 10 月 31 日までに業務管理体制に関して届け出る必要がありますので、下記により、健康福祉事務所等に対して届出書を提出ください。

詳細については、同封でご案内しております集団指導において、説明します。

届出様式等については、県ホームページ(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18\_000000077.html)に掲載しています。

記

- (1)届出様式・・・・・様式第1号(県ホームページからダウンロードしてください。)
- (2)届出受付期間・・・平成 21年9月1日~平成 21年10月31日
- (3) 届出部数・・・・1 部
- (4)届出方法・・・・原則郵送
- (5)届出先・・・・・事業者(法人)所在地を所管する健康福祉事務所等(県外に事業者 (法人)所在地がある場合は本庁高齢社会課)

問い合わせ先

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課 介護事業者係

〒650 - 8567

神戸市中央区下山手通 5 - 10 - 1 TEL: 078 - 341 - 7711(内線 2944)

FAX: 078 - 362 - 9470